

3条改正に係る許認可手続き等に
係る被規制者との意見交換会

第2回

令和4年12月15日(木)

原子力規制庁

3条改正に係る許認可手続き等に係る被規制者との意見交換会

第2回 議事録

1. 日時

令和4年12月15日(木) 10:30～11:57

2. 場所

原子力規制委員会 13階会議室B、C、D

3. 出席者

原子力規制庁

志間 正和	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全規制管理官
金子 真幸	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全規制調整官
立元 恵	原子力規制部	研究炉等審査部門	管理官補佐
加藤 淳也	原子力規制部	研究炉等審査部門	上席安全審査官
島村 邦夫	原子力規制部	研究炉等審査部門	主任安全審査官
中澤 稔	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全審査官
望月 豪	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全審査専門職

日本原子力研究開発機構

石井 淳一	原子力科学研究所	臨界ホット試験技術部	臨界技術第1課 マネージャー
會澤 栄寿	原子力科学研究所	臨界ホット試験技術部	臨界技術第1課 技術副主幹
岸本 克己	原子力科学研究所	バックエンド技術部	高減容処理技術課 課長
平根 伸彦	原子力科学研究所	研究炉加速器技術部	技術副主幹
福島 学	原子力科学研究所	保安管理部	品質保証課 技術副主幹
市毛 聡	大洗研究所	保安管理部	施設安全課 課長
川俣 貴則	大洗研究所	保安管理部	施設安全課 技術副主幹
井手 広史	大洗研究所	材料試験炉部	廃止措置推進課 課長
七種 明雄	大洗研究所	高温工学試験研究炉部	H T T R 計画課 課長

福井 康太 大洗研究所 環境保全部 次長
金井 克太 青森研究開発センター 保安管理課 課長
安 和寿 青森研究開発センター 保安管理課 マネージャー
大内 諭 安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課
技術副主幹
中村 圭佑 安全・核セキュリティ統括本部 統括管理室 技術副主幹
伊勢田 浩克 安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課
課長
山中 淳至 安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課
マネージャー
後藤 真悟 安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課
主査
大塚 紀彰 安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課
主査

東京都市大学原子力研究所

松浦 治明 品質マネジメント管理責任者

近畿大学原子力研究所

杉山 亘 原子炉主任技術者代行者

京都大学複合原子力科学研究所

三澤 毅 安全管理本部長

高宮 幸一 中央管理室副室長

堀 順一 研究炉部長

東京大学

間渕 幸雄 原子炉管理部長

吉廻 智江 助教

立教大学原子力研究所

北本 俊二 所長

大村 直孝 管理室長

東芝エネルギーシステムズ株式会社エネルギーシステム技術開発センター

熊埜御堂 宏徳 原子力技術研究所 原子炉技術担当部長

吉岡 研一 原子力技術研究所 臨界実験装置主務者

株式会社日立製作所王禅寺センタ

蒲生 秀穂 王禅寺センタ長

鈴木 裕子 設計グループ長

小木曾 拓也 管理グループ長

4. 議題

- (1) 第1回意見交換会での意見に対する具体的な改善活動について（試験研究用等原子炉施設）
- (2) 審査プロセスの改善について（試験研究用等原子炉施設）
- (3) その他

5. 配付資料

- 資料1-1 第1回意見交換会での意見に対する具体的な改善活動について（試験研究用等原子炉施設）
- 資料1-2 設置変更許可（承認）申請における添付書類11の事例集（案）
- 資料1-3 保安規定変更認可（承認）申請における長期施設管理方針の事例集（案）
- 資料1参考1 3条改正に係る許認可における不適合事案を踏まえた改善活動（令和4年度第50回原子力規制委員会（令和4年11月9日）資料2）
- 資料2 審査プロセスの改善について（試験研究用等原子炉施設）

6. 議事録

○立元管理官補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回3条改正に係る許認可手続き等に係る被規制者との意見交換会を開催します。

本日の意見交換会は、試験研究用等原子炉施設の許認可に係る審査業務を担当しております研究炉等審査部門が主催しております。

この意見交換会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、テレビ会議システムを利用しています。音声等が乱れた場合には、お互いその旨を伝えるようにしてください。

意見交換会の開催に先立ちまして、研究炉等審査部門の志間安全規制管理官より御挨拶申し上げます。

○志間安全規制管理官 皆様、おはようございます。研究炉等審査部門の管理官を拝命しております志間と申します。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

本日の意見交換会でございますけれども、皆様、お忙しい中、御参加いただきまして誠にありがとうございます。

本日の意見交換会は、前回、第1回目として行いました意見交換会におきまして、このときには3条改正に係る許認可手続の不備事案がございました。これの原因が、申請書本文記載事項や添付文書の記載事項で、何をどう書いたらいいのかわからないと、不明な点があるといったところや、本文記載と添付文書記載において、似たようなことを書けといった要求事項があつて、どちらにどのようなことを書いたらいいかわからないといったところが、そういった不備の原因になったのではないかという視点で、意見交換を行ったと認識しております。

本日は、第1回目の意見交換会におきまして、こちらから回答ができなかった点について、まず回答をさせていただきまして、それをベースに、また意見交換をさせていただきたいというのが1点ございます。

また、2点目といたしましては、意見交換会のスコープを若干広げさせていただきまして、審査プロセスの改善を図るための意見交換をしたいと考えております。こちらは規制当局側の強い思いといたしまして、試験炉審査の審査プロセスをぜひ効率的なもの、より改善されたものにしたいという強い思いを持っております。一方で、この改善というものは、申請者の皆様方の視点を抜きにしたものであってはならない。そういった、抜きにしたものであれば、それは真の改善にはならないというふうに考えております。そういった観点で、今回の意見交換会に先立ちまして、審査プロセスの改善についてのアイデアを皆様から募集をさせていただきました。本日は、その寄せられたアイデアに対しまして、それをベースに意見交換を行い、今後の審査プロセスの改善につなげていきたいと考えておりますので、皆様、本日はどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○立元管理官補佐 続きまして、原子力規制庁の参加者より、簡単に自己紹介させていただきます。

○金子安全規制調整官 皆様、おはようございます。私、研究炉等審査部門で安全規制調

整官をしております金子と申します。試験炉班におきまして、審査全体の取りまとめ、並びに各案件の審査官の張り付けなど、試験炉班におけるマネジメントを担当しております。本日は、忌憚なき御意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○立元管理官補佐 本日の司会進行を担当します立元と申します。試験研究用等原子炉施設に係る業務・管理、業務総括全般を担当しております。よろしく願いいたします。

○加藤上席安全審査官 京都大学の設工認を担当している加藤です。本日は、よろしく願いいたします。

○島村主任安全審査官 おはようございます。原子力機構、STASYの保安規定、設工認、それから同じく原子力機構の放射性廃棄物処理場の設工認を担当しています島村と申します。本日は、よろしく願いいたします。

○中澤安全審査官 現在、主にJAEAの大洗廃棄物処理管理施設を担当させていただいております中澤です。よろしく願いいたします。

○望月安全審査専門職 京都大学の設工認と、あと、標準応答スペクトルの取り入れに係る許可、そちらのほうを担当します望月と申します。本日は、よろしく願いいたします。

○立元管理官補佐 それでは、議事に入ります。

議題は、議事次第に記載のとおりです。

本日の意見交換会では、試験研究用等原子炉施設を対象として、第1回意見交換会での意見に対する具体的な改善活動について、審査プロセスの改善について、意見交換いたします。

最初の議題は、第1回意見交換会での意見に対する具体的な改善活動についてです。

令和4年6月27日に、第1回3条改正に係る許認可手続き等に係る被規制者との意見交換会を実施しました。その中で、申請手続等に係る貴重な御意見をいただきました。いただきました御意見に対し、原子力規制庁において具体的な改善活動を取りまとめましたので、説明させていただきます。

それでは、担当より、資料1-1～資料1-3の説明をお願いします。

○中澤安全審査官 それでは、資料1-1について、中澤より御説明させていただきます。

まず、今回の開催の趣旨ですけれども、第1回（前回）の6月に開催させていただいた意見交換会で、3条改正に伴う追加要求及び申請書に追加となった事項について説明させていただきました。3条改正に係る許認可だけではなく、申請者が抱えている審査上の課題なども聞かせていただくことを目的に、第1回目の意見交換会を実施させていただきました。

た。

本日の意見交換会では、第1回目の意見交換会でいただいた御意見に対する回答を行うとともに、3条改正での不適合事案を踏まえた改善活動の具体的な取組について御説明した上で、意見交換を行いたいと考えております。また、設置者からいただいた審査プロセスの改善に係るアイデアについても、意見交換を行いたいと考えております。

次のページ、お願いします。

第1回の意見交換会でいただいた御意見の概要、全部で四つ、御意見は四つございましたので、簡単に振り返りたいと思います。

まず、意見の①ですけれども、試験研究用等原子炉に係る設置変更許可申請における添付書類11について、具体的にどのような内容を記載すればよいか。実用炉の記載も参考にしようとするが、かなり詳しく書かれているので、試験炉の場合はどんな内容を記載すべきか相談させてほしいというもの。

続きまして、意見の②として、試験研究用等原子炉に係る長期施設管理方針について、対象の期間等を保安規定の中でどのように明確にすべきか相談させてほしいというもの。

次のページをお願いします。

意見の③として、管理方針に関連して、保安規定の審査基準では「技術評価書」を添付することを求めているところですが、試験炉規則上、保安規定変更認可申請における技術評価書の位置づけが明らかでないことから、技術評価書は、申請書とは別途、参考資料として提出するということがよいかというもの。

意見の④として、運転開始の定義について、従来試験炉は文部科学省の事務連絡によって、初回の保安規定認可日を起算として評価を実施しているところですが、一方、実用炉は使用前検査の合格日を起点として運転期間を数えているもので、今後、実用炉と同じように使用前検査の合格日を運転開始30年の規定に統一してほしいというもの。

以上、4件いただいておりました。

続きまして、それぞれの御意見に対する回答に移りたいと思います。

それでは、意見の①については、島村より御説明させていただきます。

○島村主任安全審査官 それでは、島村のほうから、意見の①、添付書類11についての回答について御説明させていただきます。

まず、4ページの回答のところを見ていただきますと、3条改正以降、設置変更許可（承認）をした実績がありますので、当該実績の添付書類11を事例集にまとめることを検討し

ていますという回答になっております。

その事例集の案としましては、資料1-2のほうになります。こちらに添付書類11の事例集ということで、これまでに申請していただいたもののうち、許可になったものの添付書類11を記載してございます。

まず、資料の1ページ目、こちらは原子力機構の原子力科学研究所のものになります。

事例の欄を見ていただきますと、1.で保安活動における品質管理に必要な体制ということで、保安管理組織について書いてございます。

それから、1ページ目の下のほうの、2.になりまして、設計及び工事等に係る品質マネジメント活動ということで記載がございまして、

それから、3ページ目～4ページ目にかけて、組織図が載ってございまして、4ページ目を開けていただきますと、組織図の下に、活用に当たっての留意事項を記載してございまして、原子炉等規制法第23条第2項第9号「試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に記載した内容を補足する位置づけで、必要な体制を記載することという留意事項を記載してございます。

それから、次に、もう一つの事例でございまして、5ページ目でございまして、こちらは京都大学の複合原子力科学研究所の事例でございまして、

こちらにも、構成としましては一つ目の事例と同じでございまして、保安活動における品質管理に必要な体制がまず記載されてございまして、次に、11-2というところになりますけれども、設計及び工事等に係る品質マネジメント活動ということで、めくっていただきまして、7ページのほうに、同様に組織図が載ってございまして、その下に、一つ目の事例と同じく留意事項を記載しております。

意見の①に関する御説明は以上でございまして、

○中澤安全審査官 では、続きまして、意見の②について、加藤より御説明いたします。

○加藤上席安全審査官 長期施設管理方針につきましては、加藤のほうから説明をさせていただきます。

前回の意見交換会では、6ページ目の上にあるとおり、この長期施設管理方針を保安規定の中でどのように明確にすべきか、という相談を受けてございます。

その回答といたしましては、試験炉関係におきましては、これまでにおきまして、長期施設管理方針に係る保安規定の認可をしてございませんので、実績はない状況ではありますが、他の事業におきまして実績がありますので、その実績を基に、事例集を作成するこ

とを検討してございます。

その検討案につきましては、資料1-3にて説明をさせていただきます。

現在の事例集におきましては、五つの事例を用意させていただいておきまして、施設管理項目があるものを二つ、(その1)、(その2)に入れてございまして、ないものを三つ御用意させていただいております。

表の構成といたしましては、タイトル、根拠条文、それと事例、次ページへ行っていただきまして、留意事項、それと出典を書いているという状況となっております。

前のページに戻っていただきまして、事例の部分の施設管理項目につきましては、これは御存知のとおりだと思いますが、試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド、こちらに基づいた技術評価の結果を踏まえて設計しているものとなっております。

それと、参考といたしまして、長期施設管理方針に係る保安規定の本文を管理事項の下に入れているという形となっております。

次のページの留意事項といたしましては、この長期施設管理方針の適用になる始期、それと、あと適用期間、それと施設管理項目を記載するとしてございます。

こちらが施設管理項目がある事例となっております(その3)のほうへ行っていただきまして、ページで言う5ページ、こちらが施設管理項目がないときの保安規定の記載の例となっております。

先ほどもちょっと触れましたが、留意事項としましては、始期、適用期間、施設管理項目を記載しておりまして、ここでは施設管理の項目はなしという形となっております。

説明は以上です。

○中澤安全審査官 続きまして、意見の③、④については、中澤のほうから回答させていただきます。

意見の③、保安規定における技術評価書の位置づけですけれども、こちらについては、参考資料、申請書の補足説明資料として技術評価書の提出をお願いします。

その理由としましては、まず、実用炉については、解説に記載のとおり、規則において、申請書に技術評価書の添付を求めているんですけれども、次のページ、お願いします、試験研究炉においては、試験炉規則では同様の規定はなく、保安規定の審査基準において技術評価書の添付を求めています。上記の審査基準に基づいて、申請書の補足説明資料として、経年劣化に関する技術評価書の提出をお願いしたいと考えています。

続きまして、意見の④のほうに進みます。

運転開始の定義についてですけれども、こちらについては、これまで試験炉については、「原子炉施設の定期的な評価の実施について」という、文科省の事務連絡で定める、保安規定の初回認可日に基づいて定期的な評価を実施してきているものと認識しております。

次のページ、お願いします。

一方で、現在の「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」の制定の際に、先ほどの文科省の事務連絡は以後用いないとしていまして、現在の運用ガイドにおいて、運転開始の定義の記載が抜けており、不明確な状態にあるという現状でございます。

一方で、これまで経年劣化に関する技術的な評価は、先ほど申し上げた文科省の事務連絡に基づいて、保安規定認可日を運転開始日として評価してきておりますので、今後、運用ガイドにおいても、保安規定初回認可日を運転開始日とするということが明確になるよう、運用ガイドを改正する方向で検討しております。

以上です。

○立元管理官補佐 それでは、意見交換に入ります。意見交換は、事例集に関するものと事例集以外のもので時間を区切りたいと思います。

それでは、初めに事例集の案、具体的には資料1-2、資料1-3に関しまして、御質問、御意見等ある方はお願いします。特に、現在の資料1-2、1-3のとおり、事例集は何個かの事例を掲げております。その点に対して、模範的な事例が一つあればいいと考えられるか、それとも、今のように様々な例があったほうがいいのかと考えられるか、その点も含めて御意見をいただけるとありがたいです。

それでは、質問、意見がある方は挙手をお願いします。

こちらの添付書類11については、前回の意見交換会で、京都大学さんのほうから、どのように記載すればいいか悩んでいますというような意見がありました。京都大学のほうから、何か御意見はありますでしょうか。

○京都大学複合原子力科学研究所（三澤） 京都大学です。

事例に挙げていただいて、ありがとうございます。今後、これを基にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○立元管理官補佐 今、事例については、何個か挙げさせてもらっていますが、模範的な一例があればいいのか、それとも今のようないろいろな事例があったほうがいいのか、参

考にするに当たっては、どちらのほうが使いやすいでしょうか。

○京都大学複合原子力科学研究所（三澤） 京都大学です。

多分、この二つくらいのサンプルがあったほうが、いろいろと、施設によって若干変わっておりますので、この二つくらいあったほうが、複数あったほうがいいかと思います。施設に応じて、どちらかのサンプルを利用するという形でさせていただけたらというふうに思います。ありがとうございます。

○立元管理官補佐 ありがとうございます。試験炉といっても、様々なタイプがあるということは認識しております。その中で、何個かのサンプルがあったほうがいいというところで認識させていただきました。

ほか、御意見、御質問ある方、挙手のほうをお願いします。

申請件数が多い原子力機構のほうから、何か意見はありますでしょうか。原子力機構東京事務所、お願いします。

○日本原子力研究開発機構（中村） 原子力機構、安核本部の中村と申します。

事例集の案の御提示、ありがとうございました。こういった事例集があると、我々としても非常に参考にしながら申請ができるので、大変ありがたいというふうに思っております。

1点質問があるんですけども、今御提示いただいている事例集を拝見いたしますと、原科研さんとか京大炉さんのやつですかね、大体、項目としては同じような記載がされているのかなというふうに理解をいたしました。一方で、おっしゃったとおり、試験炉のいろんなタイプ、ございますので、同じような形にならないものもあるのかなというふうに思っているんですけども、添付書類11について、要はどの程度のレベルの記載が必要なのかみたいところというのは、規制庁さんの中で、何かお考えというか、必要最低限のレベルですよというものなのか、それとも、これよりももうちょっと簡素なタイプでもオーケーだというふうにしていただけるのか、その辺の何か御意見というか、お考えについて、あれば教えていただきたいなというふうに思っております。お願いします。

○島村主任安全審査官 規制庁、島村です。

先ほど事例集の留意事項というところに、例えば事例集の4ページ目の下から二つ目の欄ですけども、繰り返しになりますけれども、添付書類11の位置づけというのは、許可申請書の本文事項になります「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に記載した内容を補足するという位置づけで、必要な体制を記載ということで

ありまして、そこは、いろいろ試験炉のタイプですとか、それから申請の内容とかによっていろいろあるかと思しますので、申請書の記載に当たっては、この留意事項を参考に作成いただければというふうに考えます。

○日本原子力研究開発機構（中村） 原子力機構、安核本部、中村です。

御回答ありがとうございました。試験炉のタイプに応じて様々な記載があり得るというふうに理解をいたしました。

ここから情報にはなるんですけども、いろんな記載が考えられるのであれば、こういった、あまり、御提示いただいた形とは、またちょっと異なるような事例が出てきたら、適宜、こういった事例集に追加をしていただければ、いろいろと申請書の幅というか、検討が理解しやすくなるので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上です。

○立元管理官補佐 先ほども京都大学のほうからありましたが、サンプルは何個かあったほうが良いという要望をいただいています。これから許可（承認）、進めていくに当たって、事例はもう少し蓄積されていくかと思しますので、その都度、反映のほうをさせていただくことも検討したいと思っております。御意見ありがとうございます。

長期施設管理方針の事例集のほうは、こちら原子力機構のほうから、どのような中身、レベルのものを書けばいいでしょうかというような御意見があったかと思いますが、引き続き、原子力機構のほう、御意見や御質問ありますでしょうか。原子力機構、原科研のほう、何か御質問、御意見ありませんか。

○日本原子力研究開発機構（・・・） 原子力機構、原科研です。

こちらに関しては、特にございませぬ。

○立元管理官補佐 ありがとうございます。

その他、御意見、御質問はよろしいでしょうか。最後にも時間を設けますので、適宜、御意見をいただければと思っております。

それでは、事例集以外の部分について、御意見、御質問をいただきたいと思っております。今回の資料1-1であれば、技術評価書の位置づけであったり、運転開始の定義について御説明、御回答させていただきました。

それでは、原子力機構、原科研のほうからお願いします。

○日本原子力研究開発機構（石井） 原子力機構、原科研、STACYの石井と申します。

運転開始の定義について、前回質問をさせていただきました。現在、運転開始の定義に

については、保安規定の認可日を検討するという、あと、これについては、運用ガイドに明確になるように改正を図るということで、御検討いただき、ありがとうございます。

1点質問なんですけども、これまでの規制の連続性から、保安規定の認可日を起点とする。保安規定の認可日を起点にするということは、承知いたしました。一方で、発電炉は使用前検査の合格日を起点としているという、この発電炉との違いについて、技術的な観点があれば、教えていただきたいと思います。

そう言いますのは、従来、新検査制度の前までは、保安規定の認可日というのは運転開始前までに認可を受けなければならないというふうになっておりました。ただ、新検査制度以降は、保安規定の認可は工事着手前に認可を受けなければならないと今はなっております。そうしますと、工事着手前に保安規定の認可を受けて、実際に運転を開始するまでというのは、早くても3年から5年という年月が流れてしまって、運転開始後に10年の評価というのは、実際、5年ぐらいしか運転していないのに、保安活動の評価、10年を超えない評価をすることになるというのがあります。こういったところで、発電炉の規制等、少し不整合が出てくるかなということを懸念しております。

以上です。

○立元管理官補佐 御意見、御質問ありがとうございます。

実用炉の違いというところで御質問をいただいておりますが、試験炉については、もともと文科省の事務連絡に基づいて評価のほうをしております。それで、保安規定認可日からということで運用しているかと認識しております。一方、実用炉のほうについても、経産省のほうで同じような規定を定めておまして、その中では、運転開始日というのを営業運転の開始というような規定をしております。なので、その頃から実用炉のほうは営業運転、使用前検査認可日から運用をしてきていると。実用炉については、法令上、40年の運転制限が今ありますので、そちらについても同じように、使用前検査の認可日からというところで算出しているところです。

試験炉について、いろいろな、様々なタイプがあって、技術的にどういう評価、どういう観点で保安規定認可日からしているのかというところは、こちらとしても、これも事例になりますけど、事例がそろっていないところになりますので、今後、進めていくに当たって、いろいろなタイプ、プラントでの事例を集めまして、何が適正なのか、どういうものをこちらとしても確認していく必要があるのかということも含めて、検討していく必要があると認識しております。

○日本原子力研究開発機構（石井） 原科研、STACY、石井です。

どうもありがとうございます。承知しました。ありがとうございます。

○立元管理官補佐 そのほか御質問、御意見ありましたら、挙手のほうをお願いします。

原子力機構東京事務所、お願いします。

○日本原子力研究開発機構（中村） 原子力機構、安核本部、中村です。

意見の③です。保安規定における技術評価書の位置づけについて、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

御回答としては、保安規定の申請書の参考資料ということで、提出をお願いしますということになっているんですけども、この参考資料というものの取扱いについて、例えば端的に言うと、技術評価書の中身自体が審査をされるものなのかということ、あと、あつてはいけないんでしょうけども、例えば技術評価書の中身について、若干変更しなきゃいけないと、申請後に、なった場合に、じゃあ、それは補正に当たるのかとか、その辺の位置づけが、参考資料となった場合に、今後、どう取り扱うのかなといったところが疑問がございますので、御回答いただければというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○立元管理官補佐 御質問、御意見ありがとうございます。

試験研究炉での技術評価書というものは、申請書とは別に、参考資料、補足説明資料として提出していただきたいというところで、本日回答しております。補足説明資料の位置づけになりますので、補正とかの手続きは必要ないものになりますが、補正なり、申請書のほうで何か反映が必要になったとき、補足説明資料に反映すべき事項があるときには、審査終盤、審査の途中でもあり得るんですけども、補足説明資料の更新版を提出していただくということになるかと思えます。

○日本原子力研究開発機構（中村） 原子力機構、中村です。

御回答ありがとうございます。補正という形ではないにしろ、審査の途中の中で、最新版というか、リバイス版は求められても、それは資料の御提供という形で、御提示させていただくというふうなほうで理解をいたしました。ありがとうございました。

以上です。

○立元管理官補佐 そのほか御意見、御質問ありますでしょうか。

JAEA安核本部、お願いします。JAEA安核本部、特段、手は挙げていないでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（・・・） すみません。安核本部ですが、こちらで挙手はしておりませんけれども。

○立元管理官補佐 失礼しました。ありがとうございます。

そのほか御意見、御質問ありますでしょうか。

では、時間も限られておりますので、また何かありましたら、最後のほうに御質問、御意見いただければと思います。

事例集につきましては、本日の御意見、いろいろなサンプルを提示していただきたいという御意見を踏まえまして、取りまとめ作業を進めていきます。事例集がセットできたときには、改めて周知のほうをさせていただきます。

それでは、次の議題に入ります。議題2、審査プロセスの改善についてです。

資料2の1ページ目を御覧ください。第2回意見交換会の開催に当たり、試験研究用等原子炉施設に係る審査プロセスの改善を図ることを目的として、設置者に対してアイデア募集を行いました。その結果、東京都市大学、近畿大学、京都大学、日立製作所、日本原子力研究開発機構から、審査プロセスの改善に向けたアイデアをいただきました。アイデア募集に御協力いただき、ありがとうございます。

いただきましたアイデアに対し、原子力規制庁において回答を取りまとめましたので、説明させていただきます。

進め方として、まず初めに、アイデアを出していただいた設置者のほうから、アイデアの内容、特に本資料に記載されていないアイデアを提出に至った経緯、背景なども含めまして御説明いただき、その後、原子力規制庁から、全ての設置者からのアイデアに対する回答をするという流れで進めたいと思います。

それでは、最初に東京都市大学から、資料2の2ページの内容について、経緯や背景なども含めまして、説明をお願いします。

○東京都市大学原子力研究所（松浦） こちら東京都市大学の松浦でございます。声、聞こえておりますでしょうか。

○立元管理官補佐 はい、大丈夫です。

○東京都市大学原子力研究所（松浦） 本研究所は、廃止措置中ということでございまして、一応、1-1というところに、申請手続等に不慣れな事業所があるということ、まさに不慣れな事業所、まさに我々がそうなんですけれども、ひな形や申請書作成業務に係るフローのようなものがあらかじめ用意されているとよいというふうに考えたところが1-1でございます。

1-2のところに関しましては、補正申請の回数が多くなった場合に、我々と規制側の双

方で文書のやり取り、ちょっとチャイムがうるさいですけど。そのやり取りの際に、不備等を起こすリスクを減らす策として、あらかじめレビューを受けるようなステップがあってもいいのではないかとということが1-2でございます。

1-3に関しましては、今回、3条改正に係る手続において、添付資料が添付されていなかったという事例が多く見受けられたということなので、双方がチェックできるような、チェックシートのようなものがあると、やりやすいのではないかとということをお返答させていただいた次第です。

以上です。

○立元管理官補佐 ありがとうございます。

続きまして、近畿大学から、資料2の3ページ目の内容について、こちらも、この提案に至った経緯や背景も含めまして、御説明いただければと思います。お願いします。

○近畿大学原子力研究所（杉山） 近畿大学、杉山です。聞こえていらっしゃいますでしょうか。

○立元管理官補佐 はい、大丈夫です。

○近畿大学原子力研究所（杉山） では、よろしく申し上げます。近畿大学の杉山でございます。

本件、経緯に至った理由は、まず我々、原子炉施設から放射性物質はないんですけども、建屋から放出するところがありまして、そのガスモニターに関して、どうしてもサンプルを採ってこなきゃいけないところに真空ポンプがあります。たまたま、この半導体供給不足の中で、たまたま、我々が使っている真空ポンプをたまたま業者が手に入れまして、どうですかね、そろそろ交換してはいかかですかねというのがきっかけでした。我々、手に入れた真空ポンプというのは、規制庁さんに、資料を作ったとおり、全く型番は一緒ですというものなんですけれども、やはりそれに関して設工認の可否というものを立てなければなりません。結局のところ、設工認は不要だったんですけども、どうなんでしょうかね、確かにちょっと姿形は変わるのかもしれませんが、10年も使った、あるいは15年も使った真空ポンプなので、ちょっとバージョンアップはしているのかもしれませんが、型番が一緒だというものであれば、どうなんでしょうかねと。もう真空ポンプは真空ポンプなので、熊取の検査官の前で交換して、これはちゃんと交換できました、大丈夫ですねというところが分かれば、これは行政相談、あるいは設工認の可否というものは、いかがなんだろうかとということが私のアイデアです。

話が長くなってしまいました。

以上です。

○立元管理官補佐 どうもありがとうございます。

続きまして、京都大学から、資料2の4ページの内容につきまして、経緯や背景を含めての御説明、お願いします。

○京都大学複合原子力科学研究所（三澤） どうもありがとうございます。京都大学、三澤です。

3の資料に基づいて説明させていただきたいと思います。

京都大学では、KUCAとKURという二つの出力の違う原子炉を持っておりまして、それに応じて、いろいろな申請を行っているところでございます。新規制以降、何度か設置変更申請、それから設工認等を行っているところでございますが、基準の解釈というものを、特に新規制のときには解釈が非常に役に立ちまして、新規制の対応をさせていただいたところでございますが、やはりその後、結構時間も経っておりますので、それ以降の様々な知見等、いろいろな審査の中で得られた経験等を踏まえて、ぜひともガイドみたいなもの、解釈ですね、こういうものについては、適宜新しいもの、それから追加の説明等の更新をしていただきたいなというふうに思っているところでございます。

また、その中で、特にグレーデッドアプローチというものの考え方、先ほど申しましたとおり、京都大学は中出力炉と臨界装置という、かなり大きな、違う原子炉を持っている関係がございます。その取扱いというのについて、やはりいつもグレーデッドアプローチというものは悩ましいなというふうに思っているところでございます。そのようなところ、適用方法をどうすればいいかというところについても、できれば解釈、ガイド等に取り込んでいただきたいなというふうに思っているところでございます。

もう1点は、設置許可基準規則と技術基準規則、これは若干整合性の取れていないところがあるように思われます。この辺りについては、適宜改訂をお願いしたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○立元管理官補佐 ありがとうございます。

続きまして、日立製作所から、資料2の5ページの内容につきまして、経緯や背景を含めましての説明をお願いします。

○株式会社日立製作所（蒲生） 日立の蒲生でございます。御説明いたします。

まず、1点目ですけれども、認可までの全体スケジュール、ステップの明確化ということを出し出させていただきました。これについては、当社の経験としまして申し上げたいと思います。3条改正の申請の期限、2020年9月末だったと思いますけれども、その申請の期限間近になっていたという状態になったので、その前に実施していた別の申請の審査が1年程度にわたって続いているという状況がありました。その際、当社で考えたことは、法令で定められた3条改正の申請日を守るということが絶対であるというふうに認識しておりましたので、その前に実施していた申請を取り下げなければならないのではないかなというように、選択肢として想定をせざるを得ない状況となったということがございまして、認可までのスケジュールというのが、見通しというものが見えるというふうな状態を期待して申し上げたものでございます。

それから、2点目でございます。こちらは重要度に応じた審査会合の要否判断ということで書かせていただきました。これは当社の申請したものは一律に審査会合を実施するという認識でおった前提で書かせていただいたものでございます。こちらは、従前の審査会合とかというものが計画される以前であったり、また、さらに文科省の時代であったりというふうに比較しますと、申請側にとって、現在、申請することのハードルがちょっと高くなってしまったのかなというふうに感じていまして、申し上げさせていただいたものでございます。

例えば、縦軸に申請の種類を重要度の高いものから並べて、横軸に審査会合ですとか面談ですとか、その他いろいろ審査で行われる手続を横に並べたような表をイメージしたときに、縦軸にはクラス1、例えば、PS1ですとかMS1の設備に関わるような申請というものが上のほうに来まして、順次、クラス2、クラス3と、あとは設備には関係なくて、運用の見直しであったりとか、組織の変更とかというような申請の内容が縦に続くと。そういった表を考えた場合に、上の表のほうに対応が必要な手続が、〇が多くつくというふうになって、下のほうは〇が少なくなるというふうな形で審査を進めていただくということができれば、重要度に応じた審査が可能になるのかなと思って、申し入れさせていただきました。

2点申し入れさせていただきたいのですけれども、これに、当社の場合は廃止措置中であって、施設を解体していくフェーズということなんですけれども、期間の見通しが得られるということであれば、その見通しにミートするような形で工事を計画するというふうなことが可能となりまして、廃止措置をすんなり進める状態に移行できると。メリットが

出てくるかなと思いますし、2点目についても、審査期間の短縮化みたいなことになるか
と思いますので、よりベターな運用などが可能になっていくということをちょっと想像し
まして、ちょっと申し入れさせていただいた次第でございます。

日立の説明は以上です。

○立元管理官補佐 ありがとうございます。

最後に、日本原子力研究開発機構から、資料2の6ページの内容について、経緯や背景を
含めての説明、お願いします。

○日本原子力研究開発機構（中村） 原子力機構、安核本部、中村です。

原子力機構からは全部で4件、アイデアを御提示させていただきました。原科研と大洗
研と、あとは安核本部から、それぞれ提示させていただいておりますけど、まとめて私の
ほうから御説明申し上げます。

5-1と5-2と5-4、こちら、背景みたいなものは共通していますので、まとめて御説明さ
せていただきます。

許認可の申請後に、ヒアリングにおいて事実確認がなされていることとなると思うんで
すけども、大体、ヒアリングで御提示させていただく資料というのは、前回のヒアリング
等で確認したい事項、御指導いただいて、それについて整理をさせていただいて、資料と
してまとめて、提示をさせていただくということになっているかと思います。

本来であれば、こちら事業者側がきちんとした資料をその場で提示できればいいんで
すけども、規制庁さんの思っているレベルに達していない、ちょっと作り込みが甘いような
資料というの、ちょっと散見をされるという事態になってございまして、そのために、
じゃあ、別の、その次のヒアリングにおいて、また改めて説明というようなことで、ヒア
リングの回数が重なっていくような事態があるというふうな認識をしております。

こういったものを何とかできないかといったところで御提案をさせていただいているの
が、5-1と5-2と5-4になってございまして、5-1は、これはヒアリングの前に、ちょっとこ
んな形で大丈夫ですかねといったところで、お互いの認識を何とかすり合わせることはで
きませんかといったところの提案となります。

続きまして、5-2は、面談をして、若干、規制庁さんの意図と異なるような資料と説明
となっていたとしても、そこら辺は、面談の中でいろいろと説明をする中で御理解をいた
だくということも多々あると思ひまして、そういった場合は改めて面談というよりも、御
提示させていただいた資料を修正したものをお渡しするので、それでお互いの理解という

か、事実確認をしていただければといったものの提案になります。これが5-2ですね。

5-4なんですけども、こちらは、別途回答させていただくというふうにした内容について、面談という形ではなくて、メールもしくは電話みたいな形で、事実をお伝えして、規制庁さんの御理解をいただくといった御提案が5-4でございます。

いずれも、重なるようなヒアリングについて、何とか回数が削減できればなといったところを意図したものとなっております。

あと最後、5-3なんですけど、こちらは既にいろいろと対応の実績はあるかと思っはいるんですけども、改めてちょっと確認をさせていただきたいということで、記載をさせていただいております。Web面談ならではの機能ということで、画面の共有であったりとか、ホワイトボードといった機能がございますので、こういったものを活用すると、より効率的にヒアリング等ができるのではないのかといったところで、御提案をさせていただいているものとなります。

説明は以上です。

○立元管理官補佐 ありがとうございます。

いただきましたアイデアに対し、原子力規制庁において回答を取りまとめましたので、説明させていただきます。

それでは、担当より、資料2の7ページ目から説明をお願いします。

○望月安全審査専門職 資料2については、望月のほうから説明させていただきます。

まず、本日、アイデアを出すに至った経緯や背景も併せて説明していただいたんですけども、まずはアイデアをいただいた段階で回答を作成しておりますので、資料に沿って回答をしたいと思います。

まず7ページ、御覧ください。最初は東京都市大学からのアイデアということで、1-1、申請手続に関するひな形や業務に関するフローについてです。こちらにつきましては、1-1回答とあります。現時点では、ひな形やフローを作成することは考えてございません。既に許認可した申請書は、原子力規制庁のホームページに掲載しておりますので、申請書を作成する上で、過去の申請書、こちらを参考としてはいかがですかというところでございます。規制庁のホームページについては、資料に書いているようなURLになっています。今後、意見交換会における議論を踏まえまして、必要に応じて、ひな形や申請書作成に係るフローのようなものを作成、検討したいと思っております。

続きまして、次ページ、質問の2番目、補正申請の際の申請書のレビューについて、で

ございます。こちらにつきましては、補正申請の前に、規制庁が補正申請の内容を、レビューを行うようなステップは今現在考えてございません。その理由としましては、審査でのやり取りを踏まえた補正申請に反映すべき事項等については、補正申請前に設置者から説明される補正の方針というので確認しておりますので、当該方針に係る双方の共通認識をそれによって図っていると思っております。また、形式的な不備につきましては、補正申請が提出された際に、原子力規制庁において形式的な不備がないことを確認した上で、補正申請書を受領しております。あわせて、申請不備を低減するため、申請書の提出に当たっては、品質マネジメントシステムに基づいた対応のほうをお願いしたいと思います。

次、9ページになります。三つ目のアイデアですけれども、申請する文書がそろっているか確認できるチェックシートの作成について、でございます。こちらの回答につきましては、チェックシートを作成することを今現在考えてはおりません。それで、設置（変更）許可申請書に添付すべき書類というのは、こちらの条文にありますように、申請する文書がそろっているかの確認においては、これらを参考にさせていただきたいと思っております。今後、このような意見交換会の場における議論を踏まえて、必要に応じて、双方確認用のチェックシート等の作成を検討したいと思っております。なお、申請に必要な添付資料が添付されているかなどの形式的な確認というのは、設置者さんから申請書が提出された際に、規制庁において形式的な確認をした上で、申請書を受領してございます。申請不備等を低減するために、申請書の提出に当たっては、先ほどの御質問にも回答しましたが、品質マネジメントシステムに基づいた対応のほうというのをお願いしたいと思います。

続きまして、近畿大学からのアイデアの回答になります。資料、10ページでございます。行政相談の要否について、でございます。回答につきましては、設計及び工事の計画の認可申請を不要とした事例は、「試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れ」というのがありまして、そちらでまとめています。設工認申請の要否を判断するに当たっては、この「審査業務の流れ」というのを参考にお願いします。設工認申請を不要とした事例に該当する場合には、設工認申請は必要なく、行政相談の必要もありません。なお、設計及び工事の計画の認可申請の要否の判断を迷う場合には、行政相談のほうをお願いしたいと思います。審査業務の流れのURL、こちら、資料の下段のほうに書いておりまして、該当のページは81ページからになりますので、一度御覧になっていただければと思います。

続きまして、京都大学からのアイデアの回答になります。資料、11ページになります。京都大学からは、一つ目、基準の解釈の改訂とガイドの作成、それからグレーデッドアップ

ローチの考え方についてのアイデアをいただいております。回答につきましては、現時点では、基準の解釈の改訂、それから詳細なガイドの作成を行うことは考えておりませんが、今後、必要に応じて、解釈の改訂やガイドの制定を行うことを検討していきたいということで考えてございます。一方、グレーデッドアプローチの考え方については、新規制基準施行以降の審査経験を踏まえて、既存の原子力規制委員会決定及び個別の業務文書を統合した「審査業務の流れ」、先ほどちょっと御紹介しましたけども、こちらのほうで取りまとめておりますので、ちょっとこちらのほうを御参考にしていただければと思います。

二つ目の御質問、許可基準規則と技術基準規則の改訂について、でございます。こちらについては、許可基準規則と技術基準規則で整合が取れていない部分があることというのは、こちらでも認識してございますので、規則を改正する方向で検討を進めたいと思っております。

次、日立製作所からのアイデアについて、でございます。資料、12ページです。まず、ここも認可までのスケジュールとステップの明確化ということでございますけども、こちらの回答につきましては、全体スケジュール、ステップの明確化について、個々の審査案件に対して、原子力規制庁から示すことは、今は考えてございません。理由としましては、認可までのスケジュールですとか、審査会合やヒアリングの回数というのは、それぞれの個別の申請案件により、設置者の審査対応によるところがあるかなと考えています。設置者が希望するスケジュールを審査会合で議論していくことにより、審査全体のスケジュール感については、双方の共通認識を図っていくことは可能だと考えてございます。

二つ目のアイデアについて、審査会合の開催の要否についての関係でございます。こちらにつきましては、核燃料施設等の新規制基準適合性審査等とありますが、透明性をまず向上していくというところで、施設の多様性を考慮して、審査をより有効的・合理的なものにしていくという観点から、原則公開の審査会合を行うこととしてございます。ただ、一方、申請内容を確認した上で、技術的な議論が必要ないとなった場合がございます、そちらについては、審査会合を実施せずに処分しているものもあります。例としまして、下段に二つ例を挙げていますが、こちらにつきましては、審査会合を実施しないで処分しているものの例となっております。

最後に、日本原子力研究開発機構からのアイデアへの回答になります。資料、14ページです。一つ目、ヒアリング前にドラフト版の資料を送付してというようなやり取りについて、でございますが、こちらについては、事前にヒアリング資料を用いた事実確認という

のは行っていなくて、ヒアリングのときに事実確認を実施するというふうに考えてございます。相互の認識の齟齬を防ぐための対策としましては、ヒアリング時の事実確認事項については、ヒアリングの最後のほうに当該事項を双方で改めて認識共有して、当該事項の審査資料への反映するイメージですとか、そういったものを、共有をより深めていくこととしたいと考えてございます。

次ページ、アイデアの二つ目ですけれども、面談資料の軽微な修正について、でございます。こちらの回答は、面談やヒアリングの場での資料修正の部分については、必要ないと一応考えてございます。理由につきましては、軽微な修正については、ヒアリングの議事要旨（録音）、記録されているので、ヒアリングでの説明をもって修正したとみなすというふうにしてもいいのかなというふうに考えてございます。その上で、審査の過程において提出された審査資料（補足説明資料等）については、審査資料一式での提出を最後に求めますので、それらの資料については、修正を反映したもので最終的に提出をお願いしたいと考えてございます。

次ページ、三つ目のアイデアにつきまして、リモートでの面談時の資料共有の機能ですとか、あとはホワイトボード機能を利用するというようなことでございます。

こちらの回答については、資料共有の機能や、あとホワイトボード機能の有効な活用を今後もどんどんしていきたいと、お願いしたいと思います。リモートでの面談等においては、有用なコミュニケーションを図りまして、双方の認識齟齬を防ぐ観点から、Web面談ならではの、そういった有効なツールの活用をどんどん使っていきたいと、こちらでも考えてございます。

最後のアイデアになりますが、事実確認事項については、メール、電話等でのやり取り、資料説明でもよいのではないかというアイデアでございます。

こちら、最後の回答については、事実確認事項については、メール等による資料説明の対応というのは、考えてございません。理由については、先ほどもありましたけれども、透明性の確保の観点から、双方の認識齟齬というのを防ぐというところからも、事実確認事項についてはヒアリングで行うということで決めておりますので、今後もそういった対応を進めていきたいと考えてございます。

資料2の回答につきましては、以上の説明になります。

○立元管理官補佐 先ほど設置者の方々から、経緯、背景含めてのアイデアの御説明をいただきました。それに対して、こちらの回答が一部足りていないと思われる部分が、日立

製作所からの御質問、今、回答が資料2の12ページになりますが、全体スケジュール、ステップの明確化を図ってほしいという要望に対しての回答になりますが、先ほど日立製作所からは、3条改正への経過措置で、既に申請しているものを取り下げることというような説明がありました。こちらの法改正なり、経過措置なりというところのスケジュールが、ちゃんと御説明できていなかったのかなというところを認識しております。そういう法令改正に関係するスケジュールを含めたものについては、こちらから周知をしまして、それを踏まえたスケジュールというのを調整していかなければいけないというふうに思っているところです。

日立製作所の、次の審査会合要否については、13ページ目に回答を入れていますが、一概に組織変更だから会合は要らないとか、項目ごとに、なかなか〇×をつけるのが難しい、一つ一つの申請案件を確認して、それで技術的に議論がないと判断したものについては、会合不要の方向で進めていると。なので、こういう実績をこういう場で周知させてもらうことで、こういう事例については会合不要なんだというところの周知をさせていただければなと思っております。

最後、原子力機構のほうからは、ヒアリングの回数が増えて大変なので、こういう提案をしましたというところの説明がありました。その回答については、14ページのところになるんですが、ヒアリングの場でのこちらのコメントが正確にちゃんと伝わっていない上で、そちらの資料作成をしていただいて、資料を出したときに、いや、反映されていないというような繰り返しを防ぐために、ヒアリングでのコメントというのは、必ずヒアリングの最後に双方で確認をして、かつ、その確認を踏まえて、資料をどのように修正すれば、当方のほうで確認ができるのかというところまでを含めて、ヒアリングの場で確認をしていきたいというところで、何回ものやり取り、ヒアリングでのやり取りを防ぎたいというところでのこちらの回答とさせていただいているところです。

これまでの原子力規制庁からの回答に対して、御質問、御意見ある方は、挙手のほうをお願いします。

近畿大学からお願いします。

○近畿大学原子力研究所（杉山） 近畿大学の杉山です。音声、画像よろしいでしょうか。

○立元管理官補佐 はい、大丈夫です。

○近畿大学原子力研究所（杉山） それでは、ちょっと私のほうから、先ほどポンプの取替えについて1点だけ、規制庁からいいことを言われていることがありまして、皆さんに

情報共有です。

一度、この資料に書いてあるとおり、これは審査の流れというものの87ページに、我々、設工認不要ということになりまして、真空ポンプの取替えについてなんですけれども、今後、同じようなことがあった場合には、もう、このときに、令和4年1月31日にいただいている行政処分がこのように出ていますので、同型の同じ系統の同じポンプ、この前書いた同じポンプの同じ型番のものが、もし手に入って換えるのであれば、そのときには、行政処分、もうこれについては設工認不要だということをおっしゃっていますので、このことは皆さんに伝えたいなと思っています。同じ型のポンプの、同じ部分の型ポンプであれば、行政処分、審査の流れの中で、設工認不要だということをおっしゃっているのです、このように、これからさせていただこうと思っております。

以上です。

○立元管理官補佐 ありがとうございます。審査の流れの該当ページまで提示いただきまして、ありがとうございます。

こちらの設工認不要とした事例というのは、審査の流れの87ページから、具体的事例を並べていますので、各設置者の方々、同じような案件として整理される場合には、設工認不要というものになりますので、御確認いただければと思います。

そのほか御質問、御意見ありますでしょうか。

近畿大学、お願いします。

○近畿大学原子力研究所（杉山） すみません、追加で、杉山です。

また、これから我々こういった流れで行政相談させていただいて、設工認の可否について、どんどんこのような事例を追加していきますので、その節には、規制庁さん、よろしくをお願いします。

以上です。

○立元管理官補佐 手続、迷われる際には、いつでも御相談、行政相談していただければと思います。

○近畿大学原子力研究所（杉山） 近大、杉山です。

ありがとうございました。

○立元管理官補佐 そのほか御意見、御質問ありますでしょうか。

今回、いろいろ御提案いただきましたが、こちらから提案に対してそぐわない回答があったかと思えます。具体的には、最初の東京都市大学からのアイデアですかね、最初の7

ページ目になりますが、ひな形やフローのようなものを作成してほしいというところでは、特段、こちらとしては、今の時点では考えていませんと。代わりに、こういうものを参考にしてくださいというような回答をしております。東京都市大学の関係では、1-2や1-3でも同じように、要望に沿った回答ではなくて、このようなものを参考にしてくださいというような回答になっておりますが、東京都市大学から、何か御意見などありますでしょうか。

○東京都市大学原子力研究所（松浦） 都市大の松浦です。

結局、こちらで努力しなければいけないということがよく分かりましたので、それで結構です。

以上。

○金子安全規制調整官 規制庁、金子でございます。

今、都市大学からの御回答でございますけれども、私どものほうの認識としましては、都市大学さんのお困りの内容が、どのような書類を作っているのかがよく分からないということであれば、参考になる書類がございますので、そちらを参考になってはいかがでしょうかというつもりで御回答をいたしました。もし、都市大学さんの思いが違うところがあれば、この場でちょっと発言いただきまして、私どもも対応策を考えたいと思いますけれども、都市大学さん、いかがでしょうか。

○東京都市大学原子力研究所（松浦） 別に大丈夫です。

以上です。

ありがとうございました。御意見ありがとうございました。

○立元管理官補佐 同じように、原子力機構のほうからの意見に対しても、ヒアリングの場でこのようなやり方をしていきたいと思いますというような、こちらからの回答提案になっておりますが、原子力機構のほう、今後、審査の対応をされるに当たって、このようなやり方では、何かこれまでどおりの、やりにくいとか、そのような御意見や御質問などありませんでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（中村） 原子力機構、安核本部の中村です。

規制庁さんの御回答については、理解をいたしました。ただ、一方で、お互いのコミュニケーションといいますか、情報の共有とか、認識の齟齬がなくなるような努力というのは必要だというふうには認識してございますので、ヒアリング、面談という形ではなくても、何らかの形でちょっといろいろと連絡を密にしながら、効率的に進めていければいい

のかなというふうに考えてございますので、引き続き、よろしくお願いします。

ちょっと、各拠点のほうから、本件、御意見や補足等あればお願いしたいんですけど、特に原科研とか大洗とかは、よろしいですかね。

○日本原子力研究開発機構（・・・） 原科研、特にありません。

○日本原子力研究開発機構（・・・） 我々も特にございません。

○日本原子力研究開発機構（中村） 原子力機構としては、以上となります。お願いします。

○金子安全規制調整官 規制庁、金子です。

JAEAから、今、コミュニケーションの話、ございました。あと、私、着任してから、ヒアリングに参加しておりまして、ヒアリングをどうスムーズに進めるかという観点で、先ほど立元からも御説明いたしましたけども、ヒアリングの際に、ヒアリングの最後に、こちらからの確認事項は何であったか整理する、もしくは、こちらの意図を遠慮なく確認するですとか、そういう、一方通行になりがちなコミュニケーションをいかに双方向にするかという努力を現在続けております。今回いただいたアイデアに対するもの、幾つかはコミュニケーションの問題から派生して、審査の長期化ですとか、やり取りが多くなってしまったりとか、そういったものが背景にあるのではないかとと思われるのが幾つかございました。私ども、こういう努力を今後とも続けてまいります。皆様方からも、コミュニケーションの観点から、今後も改善点がございましたら、遠慮なくお申し出いただければと考えております。

以上です。

○志間安全規制管理官 すみません、管理官の志間でございます。

今、中村さんからいただいた御指摘なんですけども、こちらとしても、コミュニケーションをうまく図っていくというのは、全く異論はございません。ただ、一方で、規制者と被規制者との間での透明性確保をしていくということも、我々、NRAは国民に対して約束しているところがございますので、そういった背景により、今のところはヒアリングや面談によって、面談録とか音声録音を一般国民にも公開するといったところで、透明性を図っているといったところがございますので、そのところは御承知おきいただきたいと思っております。

以上です。

○立元管理官補佐 原子力機構、今の点よろしいでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（中村） 原子力機構、中村です。

拝承いたしました。引き続き、審査の中で、いろいろとお互いの認識齟齬がないような形で進めさせていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○立元管理官補佐 ありがとうございます。

そのほか御意見、御質問ありますでしょうか。

京都大学、お願いします。

○京都大学複合原子力科学研究所（三澤） 京都大学、三澤です。

回答いただきまして、どうもありがとうございます。

1点、ちょっとお伺いしたいんですが、規則の改正をする方向で検討していただいているということなんですが、大体、これはいつ頃というような、時期的なものがありますでしょうか。

○立元管理官補佐 原子力規制庁、原子力規制委員会のほうでも、本件に限らず、いろいろな法改正案件を抱えておまして、その中での順番になりますので、今の段階で、いつぐらいというのを明確にお答えすることができません。申し訳ございません。

○京都大学複合原子力科学研究所（三澤） 承知いたしました。ぜひよろしくお願いいたします。

また、もし改正されるのでしたら、その際に、先ほど1番目をお願いいたしました解釈の見直し、また、解釈の追加というのも、ぜひ御検討いただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○立元管理官補佐 ありがとうございます。規則改正に限らず、解釈、ガイドというところも含めて、検討を進めていきたいと思えます。

そのほか御意見、御質問ありますでしょうか。資料2に限らず、全体を通して御質問、御意見ありましたらお願いします。

せっかくお時間、お忙しい中、御参加いただいておりますので、ぜひ、一言でも御質問なり御感想なりいただければと思っております。

東京大学のほう、何か御意見、御質問、御感想などありますでしょうか。

○東京大学（吉廻） 東京大学の吉廻です。

この会合におきましては、コミュニケーションというものが根っこにあるということは

同感です。このコミュニケーション、ディスコミュニケーションと言ったらいいのか、ミスコミュニケーションと言ったらいいのか分かりませんが、東大の場合は、何かありますと、まず規制事務所さん、東海・大洗規制事務所さんのほうに、こういう案件があるんだけど、これは保安規定の変更に該当しますか、しませんかということで、まず、一番初めには規制事務所さんに相談をします。規制事務所さんが本庁に上げるのか、ちょっとあれですけども。ところが、そうやって上げていくうちに、やはり許認可は規制事務所じゃなくて、本庁さんマターですと言われるんですね。なので、今ちょっとお聞きしていて、本庁さんは、もう少し規制事務所さんをうまく、ごめんなさいね、言葉が適切じゃないんですが、もうちょっと連携を取られて、各事業所とコミュニケーションというものをしていくのがよろしいんじゃないのかなと、ちょっと今日思いました。規制事務所さん、日常検査ということで巡視されています。そういう意味では、現場では一番本当は規制事務所さんがよく御存知のはずなんですね。だから、これは例えばポンプの先ほどの話がありましたけれども、このポンプを交換するのに、変更の該当になるのか、ならないのかというのを、本庁さんに上げてもちろんですけど、そういった身近な巡視をされている規制事務所さん、そういったものを通して上げていく、そういうことも考えていただければと思います。

以上です。

○立元管理官補佐 貴重な御意見、ありがとうございます。規制事務所、検査を対応しているというところで、なかなか審査の事務面での調整がスムーズじゃないところがあったかもしれません。その点、御意見をいただきましたので、事務所とこちらとの関係というところも含めまして、検討を進めていきたいと思っております。

○金子安全規制調整官 規制庁、金子です。

今いただきました御意見の話、御指摘のとおり、日常の保安活動として、規制事務所がよく知っているというのは、そのとおりでございます。規制事務所にまず御相談いただくというのも、もちろん結構でございますし、私どもの研究炉等審査部門に直接行政相談という形でお問合せをいただいても、御相談いただいても構いませんので、そういった道も御検討いただければと思います。

○立元管理官補佐 そのほか。

立教大学のほうから、何かありますでしょうか。

○立教大学原子力研究所（北本） 立教大学の北本です。

私どもも廃止措置中の事業所として、いろいろ申請等不慣れなところがある事業所です。ぜひ、いろいろ御指導いただいて、協力して進めていきたいかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○立元管理官補佐 ありがとうございます。何か迷われる場合は、いつでも御相談いただければと思います。

○立教大学原子力研究所（北本） よろしく申し上げます。

○立元管理官補佐 東芝エネルギーシステムズのほうから、何かありますでしょうか。

○東芝エネルギーシステムズ株式会社（吉岡） 東芝、吉岡です。

今回は非常に有益な情報交換会になったと思います。先ほど吉廻先生がおっしゃられたこと、我々も常に感じておりまして、規制事務所さんが、本当は非常に現場をよく分かっておられるので、行政相談はもちろん行いますけども、例えば規制事務所さんに一報を入れれば、もう、それがスムーズに進むというのであれば、いわゆる時間の短縮という意味では非常に有効かなと思いますので、その辺りは、我々、結構時間を短縮することによってコストを短縮できるという、大きなところがありますので、議論していただければいいかなというふうに少し感じています。よろしく願いいたします。

○立元管理官補佐 ありがとうございます。

今日は、お時間、お忙しい中、どうもありがとうございました。

本日予定していた議題は以上となります。

今後も原子力規制庁、設置者との双方の共通認識が必要な事項については、適時、意見交換会を実施していきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、本日の意見交換会を終了します。ありがとうございました。